○財務省令第二十九号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第二条第二号及び第十一号の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「附則第七十九条第十二項若しくは第十四項又は第九十条第十二項若しくは第十四項」を「附則第七十九条第十四項又は第九十条第十四項」に改め、「（同条第三項第二号に係る部分を除く。）」を削り、同項第三号中「次項第三号」を「次項第二号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「この号及び次号」を「この項及び次項第五号」に改め、「若しくは第八十六条第二項若しくは第三項」、「若しくは第百条第二項若しくは第三項」、「、第四十三条の二第一項若しくは第四十四条の五第一項」及び「、第六十八条の十七第一項若しくは第六十八条の二十六第一項」を削り、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項に次の二号を加える。

八　令和三年改正法附則第五十条第五項若しくは第八項又は第六十六条第五項若しくは第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第四十五条第一項若しくは第二項又は第六十八条の二十七第一項若しくは第二項の規定

九　所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条第一項の規定

第四条第二項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「附則第六十九条第十一項」を「附則第六十九条第十二項」に、「から第十二項まで」を「、第十一項、第十二項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第四十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十六条（第二項から第四項まで、第八項、第十項及び第十二項を除く。）の規定

第四条第二項第五号を次のように改める。

五　令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「令和二年改正前措置法」という。）第四十二条の三の二の規定

第四条第二項第十五号中「四年旧効力措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十四号中「四年旧効力措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第十三号中「四年旧効力措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十二号中「四年旧効力措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十一号中「四年旧効力措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十号中「四年旧効力措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第九号中「四年旧効力措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第八号中「四年旧効力措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第七号中「四年旧効力措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、「第六十八条の二十四」の下に「、第六十八条の二十五」を加え、「、第六十八条の三十五、第六十八条の三十六」を「から第六十八条の三十六まで」に改め、同号を同項第十六号中「令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「四年旧効力措置法」という。）」を「、第四十二条の九（第四項を除く。）、第四十二条の十から第四十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の四（第五項を除く。）、第四十二条の十二の五から第四十二条の十二の七まで、第四十三条から第四十八条まで、第五十二条の二（前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）及び第五十二条の三（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定

七　令和二年改正前措置法第五十五条（第三項から第六項まで、第十二項、第十三項、第十五項から第十七項まで、第十九項から第二十一項まで及び第二十三項から第二十五項までを除く。）、第五十五条の二（第二項から第五項までを除く。）、第五十六条（第二項から第五項まで、第九項、第十一項及び第十三項を除く。）、第五十七条の四（第三項から第七項まで、第十二項、第十四項及び第十六項を除く。）、第五十七条の四の二（第二項から第五項までを除く。）、第五十七条の五（第六項から第九項まで及び第十四項から第十六項までを除く。）、第五十七条の六（第三項から第六項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。）、第五十七条の七（第四項から第七項まで、第十項及び第十一項を除く。）、第五十七条の七の二（第三項から第六項まで、第九項及び第十項を除く。）及び第五十七条の八（第三項から第七項まで、第十二項、第十四項及び第十六項を除く。）の規定

八　令和二年改正前措置法第五十八条（第四項から第七項まで及び第十一項から第十三項までを除く。）及び第五十九条の規定

九　令和二年改正前措置法第五十九条の二第一項（同項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額を超える場合に限る。）の規定

十　令和二年改正前措置法第六十条の規定

十一　令和二年改正前措置法第六十一条の規定

十二　令和二年改正前措置法第六十一条の二（第二項から第五項まで及び第七項を除く。）及び第六十一条の三の規定

十三　令和二年改正前措置法第六十四条、第六十四条の二（第九項から第十二項までを除く。）、第六十五条から第六十五条の五の二まで、第六十五条の七（第四項及び第十二項を除く。）、第六十五条の八（第九項から第十二項まで、第十四項及び第十五項を除く。）及び第六十五条の九から第六十六条の二までの規定

十四　令和二年改正前措置法第六十六条の十から第六十六条の十一の二まで、第六十六条の十一の三（第三項を除く。）、第六十六条の十一の四、第六十六条の十三（第五項から第十一項までを除く。）、第六十七条から第六十七条の三まで、第六十七条の四（第十一項を除く。）、第六十七条の五、第六十七条の六、第六十七条の七、第六十七条の十四第一項、第六十七条の十五第一項、第六十八条の三の二第一項及び第六十八条の三の三第一項の規定

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四条第一項に二号を加える改正規定（第九号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定　令和五年四月一日